

伊勢平野中央地区
事業計画書（案）作成業務

特 別 仕 様 書

東海農政局
木曽川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
第 1 章 総 則 (適用範囲) 第 1－1 条 (目的) 第 1－2 条 (場所) 第 1－3 条 (土地への立入り等) 第 1－4 条 (履行確実性評価の達成状況の確認) 第 1－5 条 (一般事項) 第 1－6 条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 本業務は、国営土地改良事業地区調査「伊勢平野中央地区」における事業計画書(案)及び補足説明資料等の作成を行うものである。 本業務の対象とする場所は、三重県津市及び亀山市地内で、別添位置図に示すとおりである。 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1－16 条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。 その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 (1) 審査項目 a) ～c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額を下回った場合 (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備等 業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。	

項 目	内 容	備 考														
(管理技術者) 第 1－7 条	管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画														
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															
(担当技術者) 第 1－8 条	担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。															
(配置技術者の確認) 第 1－9 条	共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成、共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置予定技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。															
(保険加入) 第 1－10 条	受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。															
第 2 章 作業条件 (作業条件) 第 2－1 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示するものと十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分把握した上で実施するものとする。															
(参考図書) 第 2－2 条	本業務の参考とする図書は、共通仕様書第 2－1 条によるほか次の図書によるものとする。															

項 目	内 容	備 考															
(貸与資料) 第2－3条	<table><tr><th>名 称</th><th>発行所</th></tr><tr><td>農業農村整備事業計画作成便覧</td><td>農業農村整備事業計画研究会</td></tr><tr><td>土地改良事業計画設計基準「ダム」</td><td>(社) 農業農村工学会</td></tr><tr><td>国営土地改良事業調査計画マニュアル</td><td>(社) 農業土木事業協会</td></tr></table>	名 称	発行所	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	土地改良事業計画設計基準「ダム」	(社) 農業農村工学会	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社) 農業土木事業協会								
	名 称	発行所															
	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会															
	土地改良事業計画設計基準「ダム」	(社) 農業農村工学会															
	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社) 農業土木事業協会															
	本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは、監督職員と打合せるものとする。																
	<table><tr><th>分 類</th><th>名 称</th><th>数量</th></tr><tr><td>現況関係資料</td><td>事業誌（中勢用水、国営施設機能保全事業中勢用水地区）</td><td>1 式</td></tr><tr><td rowspan="3">その他</td><td>地域整備方向検討調査「伊勢平野中央地区」報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>国営事業土地改良事業計画書の記載方法（最新版）</td><td>1 式</td></tr><tr><td>その他必要資料</td><td>1 式</td></tr></table>	分 類	名 称	数量	現況関係資料	事業誌（中勢用水、国営施設機能保全事業中勢用水地区）	1 式	その他	地域整備方向検討調査「伊勢平野中央地区」報告書	1 式	国営事業土地改良事業計画書の記載方法（最新版）	1 式	その他必要資料	1 式			
	分 類	名 称	数量														
	現況関係資料	事業誌（中勢用水、国営施設機能保全事業中勢用水地区）	1 式														
	その他	地域整備方向検討調査「伊勢平野中央地区」報告書	1 式														
国営事業土地改良事業計画書の記載方法（最新版）		1 式															
その他必要資料		1 式															
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第2－4条	第2－2条、第2－3条に示す参考資料及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。																
(関連業務) 第2－5条	本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、お互いに協調の図られた設計としなければならない。 <table><tr><th>番号</th><th>業 務 名</th><th>業務実施期間</th></tr><tr><td>1</td><td>伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂対策検討等業務</td><td>令和8年6月 ～ 令和9年3月（予定）</td></tr><tr><td>2</td><td>伊勢平野中央地区 環境配慮計画（案）検討その他業務</td><td>令和8年4月 ～ 令和9年3月（予定）</td></tr><tr><td>3</td><td>伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂測量業務（仮称）</td><td>令和8年7月 ～ 令和9年1月（予定）</td></tr><tr><td>4</td><td>中勢用水地区 用水計画等整理業務</td><td>令和8年7月 ～ 令和9年3月（予定）</td></tr></table>	番号	業 務 名	業務実施期間	1	伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂対策検討等業務	令和8年6月 ～ 令和9年3月（予定）	2	伊勢平野中央地区 環境配慮計画（案）検討その他業務	令和8年4月 ～ 令和9年3月（予定）	3	伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂測量業務（仮称）	令和8年7月 ～ 令和9年1月（予定）	4	中勢用水地区 用水計画等整理業務	令和8年7月 ～ 令和9年3月（予定）	
番号	業 務 名	業務実施期間															
1	伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂対策検討等業務	令和8年6月 ～ 令和9年3月（予定）															
2	伊勢平野中央地区 環境配慮計画（案）検討その他業務	令和8年4月 ～ 令和9年3月（予定）															
3	伊勢平野中央地区 安濃ダム堆砂測量業務（仮称）	令和8年7月 ～ 令和9年1月（予定）															
4	中勢用水地区 用水計画等整理業務	令和8年7月 ～ 令和9年3月（予定）															
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3－1条	本業務における対象施設、作業項目及び数量は、「(別紙1) 対象施設」及び「(別紙2) 作業項目内訳表」に示すとおりである。																
(作業の留意点) 第3－2条	業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式																

項 目	内 容	備 考
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (2) 第2-2条、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (3) 作業に必要な関係機関との調整等については、監督職員と十分打合わせるものとする。 (4) 各種検討等に用いる数値等については、その出典を明示するものとする。 (5) 現地調査に当たっては、監督職員及び施設管理者等の関係機関との連絡調整を密に行い、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を仰ぎ、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ（事業計画書（案）及び補足説明資料の精査の段階） 第3回 中間打合せ（添付図面の精査の段階） 第4回 中間打合せ（事業計画書（案）、補足説明資料、添付図面の取りまとめの段階） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、設計共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部 (2) 成果物の出力 1部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
(成果物の提出先) 第5-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市中区昭和区安田通四丁目8番（安田庁舎） 東海農政局木曽川水系土地改良調査管理事務所	
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。	

項 目	内 容	備 考
第 7 章 業務スライド の試行 (業務スライドの試行) 第 7-1 条	(1) 第 2-1 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (4) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間の変更が生じた場合 (6) 関係機関等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合 (7) その他 (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2) ～ (5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が (2)、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。	

項 目	内 容	備 考
第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8－1 条	この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

別紙1 対象施設

1 安濃ダム

(1) ダム堤体

形 式	直線重力式コンクリートダム
堤 長	212m
堤 高	73m
堤 体 積	246,430m ³
総貯水量	10,500 千 m ³
有効貯水量	9,800 千 m ³

(2) 付帯施設

取水施設	取 水 塔	ローラーゲート1門、スライダゲート5門
	幹線放流工	ジェットフローゲート1門、スライダゲート1門
	県河川放流工	ジェットフローゲート1門、スライダゲート1門
洪水吐施設	鋼製ラジアルゲート3門	
洪水放流工	ジェットフローゲート1門、スライダゲート1門、ローラーゲート1門	

2 第三頭首工

形 式	フローティングタイプ
堰 体	堰長 105.5m、堰上高 1.8m、可動部 70.0m、固定部 35.5m
土 砂 吐	1門（ローラーゲート 10.0m*2.3m*1門）
洪 水 吐	2門（自動転倒ゲート 30.0m*1.8m*1門）
取水水門	2門（スルースゲート 1.3m*2.4m*1門、1.3m*0.8m*1門）

3 導水路

導水路総延長	L=1,436m
水路トンネル（標準馬蹄形）	2r=2,200 L=1,223.6m
管水路（サイホン部）	SP管 φ1,800mm L= 103.0m
暗渠水路	H=2.20m、B=2.00m L= 109.5m
南北分水工	RC 構造 逆T擁壁

4 北幹線水路

北幹線水路総延長	L=11,326m
圧力トンネル	FRPM管 φ1,650mm L=669.7m
管水路	SP管、DCIP管、PC管、FRPM管 φ700~1,650mm L=10,630.6m
その他付帯施設	一式

5 中幹線水路

中幹線水路総延長	L=1,824m
管水路	SP管、DCIP管、VP管 φ250~900mm L=1,824.0m
その他付帯施設	一式

6 南幹線水路

南幹線水路総延長	L=5,687m
管水路	PC管、FRPM管、鋼管 φ1,100~1,350mm L=5,687.3m
その他付帯施設	一式

7 水管理施設

水管理施設	一式
-------	----

別紙２ 作業項目内訳表

作 業 項 目	作 業 内 容	作業 数量	備考
1. 事前準備			
1-1. 現地調査	業務実施に必要な現地調査を行う。	1 式	
1-2. 資料の検討	貸与資料を整理・把握し、作業計画を作成する。	1 式	
2. 土地改良事業計画書（案）の作成			
2-1. 土地改良事業計画書（案）の取りまとめ	国営かんがい排水事業実施要綱、同実施要領及び土地改良事業計画書の記載方法（最新版）に基づき、土地改良事業計画書（案）の取りまとめを行う。 作業に当たっては、過年度業務及び第２－５条に示す関連業務の検討結果から発注者が指示する受益面積、営農計画（案）、用水計画（案）及び環境配慮計画（案）等の内容を反映するものとする。	1 式	
2-2. 土地改良事業計画書（案）補足説明資料の作成	土地改良事業計画書（案）の記載内容について、その考え方及び出典根拠等を補足説明資料として整理する。 なお、補足説明資料の整理に当たっては、事前に取りまとめ様式について監督職員と協議するものとする。	1 式	
2-3. 土地改良事業計画書（案）の添付図面の取りまとめ	過年度業務及び関連業務の検討結果を踏まえ、国営かんがい排水事業実施要綱、同実施要領及び土地改良事業計画書の記載方法（最新版）に基づき、土地改良事業計画書（案）の添付図面（現況平面図、計画平面図、主要構造図）の取りまとめを行う。	1 式	
3. 点検取りまとめ	上記作業の成果物の点検取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	